

## ワンヘルスへの道 公衆衛生職域理事に就任して

加地祥文<sup>†</sup> (日本獣医師会理事・日本冷凍食品検査協会常務理事)

このたび、日本獣医師会の公衆衛生職域理事を、森田邦雄前理事の後任として承認を受けたので就任にあたり抱負を述べてみたい。昨年まで厚生労働省に勤務し、一貫して食品衛生行政、人獣共通感染症対策に携わってきたが、今後も、日本獣医師会の一員としてさ

らに行政を超えて獣医療全体での公衆衛生に尽力していく所存であるので、会員全員の理解と協力を願いたい。

日本獣医師会は現在日本医師会との学術協定を取り結び、また各地方獣医師会と医師会との間でも順次協定が結ばれているところである。本年5月には、両会の会長がそろってスペインで開催された第1回ワンヘルスに関する世界大会において特別講演を行い、その成果が国際的な評価を得たため、第2回はぜひともわが国での開催を、と要請されているところでもある。獣医師となって公衆衛生行政の現場に飛び込んで以来、37年にならんとするが、これまで携わってきたことを振り返ってみると、つねにワンヘルスを獣医師の立場から目指してきたといえる。そこでこれまでの経緯を振り返りつつ、今後のワンヘルスを推進させるための獣医師としての役割を、ひいては日本獣医師会の方向性を提案したいと考える。

ちなみに、ワンヘルスというのは、“One Health, One Medicine”という標語から始まり、後ろの“One Medicine”とは、“Human Medicine”と“Veterinary Medicine”の両者を一つのものと考えていることである。つまり「人の健康は、人と動物の医学が別々に活動するのではなく、両者相まって活動することでより効果的に達成できる」ということである。

## 1 食品衛生と狂犬病予防

昭和53年、厚生省(当時)に入省したころ、公衆衛生行政分野に携わる獣医師は、国では検疫所において海外から侵入してくる鼠族・昆虫の防除に携わる検疫官数十名と厚生本省の乳肉衛生課と食品衛生課の十数名で、

食品衛生と狂犬病予防の業務が主体としていた。実際の業務は、都道府県・市に機関委任されていて、全国的には地方公務員として保健所等に配属されている公務員獣医師6,000余名が従事していた。このように、公衆衛生行政の分野では獣医師の役割としては、戦前の旧内務省の業務としての衛生警察、特にと畜検査業務から、戦後すぐの食品衛生法の施行以来、食品衛生、と畜検査、狂犬病予防と公衆衛生に深く関与していたにもかかわらず、世間では、獣医師が住民の健康に貢献していることの認識はきわめて低かったといわざるを得ない状況であった。

私自身の、昭和58年から60年にかけて、兵庫県西宮保健所での勤務の経験からも、住民からの野犬の苦情に対して掃討のため出動するという業務においては、迷惑問題の処理という感じであったし、動物愛護施設での不要犬の引き取りも狂犬病予防法の一環という感覚ではなかった。ただし、当時、兵庫県では野犬の捕獲にあたって捕獲ワイヤや麻醉銃ではなく、自作した吹き矢を用いた麻醉捕獲方式を試行中で、これだと人通りのある街中でも使用が容易であった。また、淡路島での捕獲作戦では、まるで猟師になった気分に参加した思い出がある。

一方、と畜検査法に基づく獣医師による、牛、豚等の食用家畜の検査は、食品衛生法の特別法としての位置づけの意識が希薄で、もっぱら人獣共通感染症の排除を主眼としていた。そのため、大腸菌、サルモネラ等の食中毒原因菌による食肉の汚染防止という視点が軽視されているような印象であった。

このような実態は、公衆衛生行政の現場である保健所において、所長は医師でなければならぬとした規定のもとで、多くの獣医師が公衆衛生行政を縁の下で支えざるを得なかった制度的な限界でもあったといえる。

## 2 食鳥検査法の制定

と畜検査法は、獣畜(牛、豚、馬、めん羊、山羊)を食用に供するに際して、これら家畜が持っているかもしれない人獣共通感染症を検査によって未然に排除することを目的とした法律である。同じように食される鶏肉

<sup>†</sup> 連絡責任者：加地祥文(日本冷凍食品検査協会)

〒105-0012 港区芝大門2-4-6 豊国ビル3階

☎ 03-3438-1981 FAX 03-3438-1980

E-mail : y-kaji@jffic.or.jp

は、わが国従来の流通経路は、これらの食肉とは違って鶏肉専門の流通形態をとっていた。いわゆる「かしわ屋」といって小規模なものであって公的な検査制度には馴染むものではなかった。しかし、次第に養鶏の生産、流通の規模が拡大していくに従い、その鶏肉に起因する食中毒、あるいは鶏が有する人獣共通感染症の問題が顕在化するに及んで、獣畜と同様な公的な検査を必要とする情勢になってきていた。また、欧米では食鳥の公的な検査制度は獣畜と同様、公衆衛生の常識であり、先進国でこの制度がないのはわが国だけといった状況もあって、海外への輸出、特に香港、台湾等への中華料理原料の引き合いも多く、早急な法制化が望まれていた。

平成2年に法案が国会を通過し、平成4年から全国的に施行されることとなった「食鳥の処理の規制及び食鳥の検査に関する法律」であるが、新たに公務員獣医師の業務が拡大したことから、検査員不足が懸念されたところであるが、制度の中に獣医師会への検査業務の委任規定を盛り込むことによって、獣医師不足に悩む自治体においては、地元獣医師会の協力を得て、検査員獣医師の確保が可能となった。実際には、公衆衛生獣医師のOB以外にも、家畜保健衛生所OB、家畜共済OB、開業獣医師など獣医師全般の参加を得ている。

このような経緯からも、家禽生産から一貫した公衆衛生への関心も次第に盛り上がってきているが、特に最近では、鳥インフルエンザと人の新型インフルエンザとの関連が脚光を浴びている関係で、家禽衛生分野との協働が重視されてきた。

また、従来から食中毒の大きな割合を占めるカンピロバクターについても、養鶏環境での持続感染が明らかになってくることによって、生産段階での対策が喫緊の課題として浮上してきている。

これからの課題として、渡り鳥等野鳥からの食鳥への感染の防止が、人の新型インフルエンザ発生の危険性を減少させることになり、まさにワンヘルスの具体的活動である。

### 3 伝染病予防法から感染症法へ

米国の研究所でフィリピンから輸入された実験用サルがエボラ（レストン株）に感染していることが判明し、わが国でもその輸送にあっていたJALカーゴがその取り扱いを停止する事態が、1989年に起こった。いろいろな医学研究所、医薬品メーカー等、実験用サルの供給が途絶えたところではすぐさま業務に支障をきたしたため、山内一也東大名誉教授、吉川泰裕国立感染研霊長研究センター長（当時）などとJALカーゴの担当者等で実験用サルの取り扱い条件を検討することを始めた。

そんなことを行っているとき、厚生省内では、従来からの感染症対策の転換点を迎えており、「らい予防法」、

「寄生虫予防法」、 「性病予防法」の廃止、「エイズ予防法」の制定などの動きの中で、個別の伝染病に対する弥縫策ではなく、感染症全般に対応した法律に「伝染病予防法」を改正する準備をしていた。

法案ができて、感染症担当の医系技官の局長、課長が、元厚生大臣でいわゆる厚生族のドンでもあった故 橋本龍太郎元総理のもとに説明と相談に行ったところ、はからずも元総理の関心がエボラ等のサルを介した人獣共通感染症にあって、それまでの政治活動で、ヒマラヤに病院を作ったりして、途上国の感染症、特に人獣共通感染症にも高い関心と深い造詣があったことから、新「伝染病予防法」には動物の感染症対策をぜひとも盛り込むよう指示されることとなった次第である。

局長・課長は指示を受けて、厚生省に戻ってすぐに、森田肉肉衛生課長（当時）に協力要請され、私自身も新「伝染病予防法」の策定作業に獣医系技官として参画することとなった。実際の法案策定作業の中で、人獣共通感染症対策を入れ込んでいくと当初の予想以上に、分量が多くなっていった。サルの輸入再開の検討を行っていたことも幸いし、山内、吉川両先生、動物輸入商からは学術面でも実務面で大いに協力を仰ぐこともできた。

突貫工事で法案を策定していくなかで、人獣共通感染症対策の中でもその中心となる霊長類の輸入検疫を導入するにあたって大きな問題にぶつかった。当初、厚生省側で実施すべく施設等の用意も行っていたところであるが、法案協議の段階で農水省から「サルを含めた動物の検疫は、農水省の所管」との意見がでて、サル類の検疫を実施する機関の所属について両省で綱引きとなり、両省間では話し合いがつかず法案を国会に提出することが困難な事態までに発展した。その解決にも橋本元総理の仲裁があり、「どうだ、確かに人の感染症予防は厚生省の役目だが、その手段としてのサルの検疫は、家畜をはじめとする動物の検疫の実績と組織、設備のある農水省に実際の業務を委託するというにしたら法案の趣旨を曲げることはないのではないか」と両省とも説得されて、サル類の輸入にあたっては厚生大臣及び農水大臣の両大臣共管の制度となり、日本の海空港に到着した際のサル類の実際の検疫は農水省動物検疫所で実施することとなった次第である。

なお、同時に狂犬病予防法をどう扱うか、という点も検討され、当初は、新「伝染病予防法」に統合するという案もあったが、狂犬病予防法の規定である犬の登録、予防注射等の措置が、他の人獣共通感染症対策と比較して重厚なものである、統合は先送りされることとなった。しかし、従来の犬だけが検疫対象ではなく、猫、アライグマ、スカンクについて新たに輸入時の検疫義務を課すことで狂犬病予防法も一部強化を図った。

新「伝染病予防法」は、新たな名称を「感染症の予防

及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」として平成10年（1998年）に公布された。感染症法第5条と5条の2には、医師と獣医師の責務が並列して規定されている。まさに感染症対策でのワンヘルスを具現化した記念すべき一里塚といえよう。

#### 4 ワンヘルスの充実

感染症法の制定にあたって、人獣共通感染症対策を盛り込むことが緊要であったが、その際の人獣共通感染症にはエボラ、マールブルグ等の耳目を集めていた重篤な感染症対策が優先していた。しかし、これら病原性の高い疾病は、わが国には平時存在せず、海外で発生した際の危機管理的な性格を有するため、ややともすれば国内での日常の活動からは関心が薄くなっていく傾向にある。一方、従来からの食中毒をはじめとする動物性食品の喫食を原因とする人獣共通感染症の問題は、依然として公衆衛生の問題として解決できない問題（カンピロバクターや腸管出血性大腸菌汚染）や新たに判明した問題（馬肉の住肉胞子虫、ヒラメのクドア等）、鳥インフルエンザから新型への懸念、冬季感染性胃腸炎といわれたノロウ

イルス感染症など、わが国内での問題として存在している。また、犬回虫への感染の懸念から、全国の公園、幼稚園から砂場が消滅しつつある。また、一方で北海道ではエキノコックス症に対する警戒心が薄らいできている。

ワンヘルスとして、医療と獣医療が協働して成果を上げていくためには、わが国にない重篤な感染症ばかりではなく、日常的に医療関係者が遭遇する感染症、その大半は人獣共通感染症であり、食用家畜からの喫食や、愛玩動物との濃厚な接触、野生動物等からの環境汚染も含めた動物由来感染症の正しい知識を獣医学側から提供することによって、真の公衆衛生対策が充実することになると期待できるであろう。すでに協定を結んだ地方獣医師会からの報告でも、ノロウイルス、腸管出血性大腸菌、インフルエンザといった医療機関にとって身近な人獣共通感染症への関心は高く、継続的な情報交換を医療側から要望してきているとのことである。今後このような方向で、さらに日本獣医師会、各地方獣医師会の今後の活動を充実させていくことこそ、私の使命と信じているところである。会員各位のご協力、ご意見、ご要望を切に願っている。